

住友商事株式会社「(仮称)新潟県北部村上市・胎内市沖洋上風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和5年6月13日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)新潟県北部村上市・胎内市沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書について、住友商事株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、新潟県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：新潟県村上市及び胎内市の沖合
原動力の種類：風力（洋上）
出 力：最大700,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	令和 4 年 7 月 2 2 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 4 年 1 0 月 6 日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	令和 4 年 1 0 月 1 4 日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和 4 年 1 2 月 2 2 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 5 年 2 月 2 7 日
新 潟 県 知 事 意 見 受 理	令和 5 年 5 月 2 6 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 5 年 6 月 1 3 日

問合せ先： 電力安全課 長尾、野田
電話03-3501-1742（直通）

住友商事株式会社「（仮称）新潟県北部村上市・胎内市沖洋上風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 設置する風力発電機の配置や工事規模、基礎構造の形式等の事業計画を可能な限り明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域の周辺においては、他事業者による既設の陸上風力発電所が存在することから、他事業者との積極的な情報交換等に努め、累積的な影響についても、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 鳥類の調査に当たっては、種類に応じた飛翔経路、季節や気象に関連した移動経路の変化等を考慮し、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
4. 設置された風力発電機自体が藻場や魚類の定着する場となり、海鳥の餌資源となる魚類の分布に影響する可能性があるほか、風力発電機の設置に伴う海水の流向、流速及び海底地形の変化による水質や沿岸の地形、生態系への影響が考えられることから、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

（新潟県知事からの意見書の写しを添付）